

山口県老人保健施設協議会慶弔規程

平成22年11月25日 制 定

(目的)

第1条 この規程は、山口県老人保健施設協議会（以下「協議会」）の正会員（以下「会員」という。）又は協議会の運営に関し顕著な功績のあった会員以外の者の慶弔にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(慶弔金の種別)

第2条 この規程における慶弔金の種別は、次のとおりとする。

- 1 祝い金
- 2 見舞金
 - ア 火災見舞金
 - イ その他災害見舞金
- 3 弔慰金

(祝い金)

第3条 前条第1号の規程による祝金は、次により贈る。

- 1 会員が、叙勲又は褒章を受けたとき 20,000 円
- 2 会員が、介護老人保健施設を新築若しくは増築し、落成式を行おうとするとき 10,000 円

(火災見舞金)

第4条 第2条第2号アの規定による火災見舞金は、会員施設が火災により焼失した場合に、次により贈る。

- 1 全焼した場合 30,000 円
- 2 半焼した場合 10,000 円

(その他の災害見舞金)

第5条 第2条第2号イの規定によるその他災害により被害を被った場合における見舞金の贈呈については、前条の規定を準用する。

(弔慰金)

第6条 第2条第3号の規定による弔慰金は、会員が死亡したときに、次により贈る。ただし、当該金員には供物等に要した費用を含む。

- 1 現に役員の職にある者 50,000 円
- 2 現に委員の職にある者 10,000 円
- 3 その他の会員 20,000 円
- 4 役員の職にあった者 30,000 円
- 5 委員の職にあった者 10,000 円
- 6 社団法人全国老人保健施設協会理事、監事、支部長の職にある者 20,000 円

(会員以外の者に対する弔慰金)

第7条 協議会の運営に関し、顕著な功績のあった会員以外の者に対する慶弔金の贈呈については、第3条及び第6条の規定を準用する。

(補則)

第8条 この規定により難い特別の事情が生じたときは、会長の承認を得て、必要な慶弔金を支出することができる。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。